

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 5 の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 6 条の 5 の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項および第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条および附則第 6 条の 5 の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の 3、第27条の 5 から第27条の 8 まで、附則第 6 条第 2 項、附則第 6 条の 5 第 1 項、附則第 6 条の 5 の 3 第 1 項、前条および附則第 6 条の 7 の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の 6 第 2 項、第33条の 5 の 5 第 1 項および前条の規定の適用については、第27条の 6 第 2 項および前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項および第 5 条の 8 第 6 項」と、第33条の 5 の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 6 条の 5 の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 6 条の 5 の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の各納期の納付額に関する特例)

第6条の5の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条および第32条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納

税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては
ないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および
次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第
1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個
人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に
規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」とい
う。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項におい
て「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以
上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗
じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載
すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはな
いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の
分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個
人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期にお
いてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて
得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべ
き各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期にお
いてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る
個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収
に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の5第1項の規
定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除
く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合につい
ては、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特
例）

第6条の5の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）ならびに第33条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の

支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期

における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別

徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の5の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の5の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の5の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第6条第2項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項、附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条の6第2項中「前条」を「附則第6条の5の4」に改め、同条第3項中「第27条の8第1項」の次に「、附則第6条の5の5第1項および前条」を加え、「同項」を「第27条の8第1項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の5の5第1項中「前条および」とあるのは「前条、附則第6条の6第2項および」と、前条中「附則第6条の5の4および」とあるのは「附則第6条の5の4、次条第2項および」とする」に改める。

附則第6条の9の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6条の10の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第7条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項および第3項中「令和4年度分および令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項および第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の3中「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の2第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用について

ては、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用につい

ては、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。